

## 【もちいど夜市・こにし夜市】 出店概要

開催趣旨：国内外からの観光客にむけ、奈良の魅力を伝える一手段として実施。  
これをモデル化し、他のエリアにも普及させ、奈良の街全体の盛り上げにつな  
げていくことを目的とする。  
奈良の夜のにぎわい創出社会実験、「みんなが喜ぶ夜市」のモデル化。

開催内容：2 商店街の夜市エリア内で、通常店閉店後の店舗前を利用し、 昼間とは異なる  
奈良らしい屋台づくりにこだわり、奈良の夜を楽しめる空間づくりをする。

開催日程： 4 月 19 日（金）、20 日（土）の 2 日間

出店時間： 19 時～22 時  
（ブースにより開始時間が異なります）

出店場所： もちいどの商店街内、小西さくら通り商店街内  
小西さくら通り商店街出店者希望の方は各自テント持参。  
出店場所によりテント、照明が必要になる場合あり。

出店ブースの広さ： 1 ブース（横幅テーブル 1 台分 180cm×奥行 140 c m ）  
小西さくら通り商店街では、キッチンカーも可能（要相談）

出店予定数： 約 60 ブース

出店選考の申し込み条件： 出店者は奈良市内でお店を構えて営業している者。  
また、整理券配布等の行列管理は各自でお願いします。

出店費用： もちいどの商店街： 1 時間 1000 円  
小西さくら通り商店街：初開催につき無料  
\*電気（無料、ただし 1 ブース 100w まで。それ以上の使用量は、要相談）  
（ドラムコードまたは長めの延長コードを必ずお持ちください）  
\*机（180×45）は、1 日 500 円にて貸出可（数に限りあり）  
\*ガス使用可（各自持ち込み要、消火器も必ず持参ください）

出店申込受け付け：平成 31年 2月 22日（金）～ 3月 15日（金）

出店者説明会： 4月 3日（水） 19：30～20：30

もちいどの商店街中央オーケスト 2F コミュニティーホールにて  
ご出席の方を出店決定といたしますので、必ずご参加ください。

出店申込提出書類：出店申込書

（\* 上記提出書類については返却いたしませんのであらかじめご了承ください）

（\* 記入内容につきましては審査のみに使用し実行委員会の責任においてその秘密を保持します。）

出店者の決定方法：実行委員が提出された出店申込書類を厳正に審査及び調査をして、  
出店者を決定します。なお、審査選考の理由のお問い合わせに  
ついては、一切お答えできません。

出店選定の選考結果は、3月 22日にもちいどのセンター街HPにて  
発表します。

提出先：もちいど夜市・こにし夜市実行委員会事務局 宛て

**FAX 0742-27-9003**

〒630-8222 奈良市餅飯殿町 12 番地 もちいどの夢 CUBE2F

**TEL 0742-22-2164**

## 出店規約

### 第1条 出店に関して

「もちいど夜市」「こにし夜市」に出店する者は（物販・飲食・体験）を選び別紙出店申込書に 必要事項を記載の上、期日までに提出をしなければならない。

### 第2条 開催日時等

- 第1項 開催日時 平成 31年4月19日 ～4月20日 2日間  
19時～22時 （ブースにより開始時間が異なります）
- 第2項 開催場所 餅飯殿商店街内、小西さくら通り商店街内
- 第3項 雨天決行

### 第3条 出店ブース

- 第1項 大きさ 1ブース（横180cm×奥行140cm テーブル1台分）
- 第2項 出店ブースの割り当ては主催者にて行う（要望不可）
- 第3項 出店ブース設備および背面の店舗建物等を破損または汚された場合は出店者の方に実費補修費をご負担していただきます。（地面の汚れも出店者の責任で現状復帰願います。）
- 第4項 机は1日500円で貸し出し可（数に限りあり、事前申し込み要）
- 第5項 電気（無料・制限あり） ガス（使用可、各自準備要）

### 第4条 出店品

- 第1項 盗難、事故、お客様とのトラブル等に関しては商店街では一切責任を持ちませんので、各出店者において処理していただきます
- 第2項 出店者は実行委員に届け出たもの以外は販売しないでください。
- 第3項 コピー商品等他人の著作権、肖像権等を侵す商品の販売を禁止します。
- 第4項 製造物責任法（PL法）や食品衛生法等の諸法律に基づき、販売商品について各出店者で責任をもっていただきます。

### 第5条 出店料に関して

- もちいどの商店街：1時間1000円
- 小西さくら通り商店街：初開催につき無料

## 第6条 売上等

いかなる場合も売上、準備費用、人件費等出店に関する経費の保証は一切致しません。

## 第7条 厳守事項

第1項 ゴミ（提供容器残飯および調理ゴミ）は各自で回収しお持ち帰りください、また終了後のブース周りの掃除は必ず行ってください。

第2項 出店ブース外へのはみ出しや物品の設置は禁止します。

第3項 勧誘、募金、寄付等の行為や他の出店者への迷惑となる行為を禁止します。

## 第8条 出店許可取り消しについて

もいちど夜市実行委員または、こにし夜市実行委員の判断により、不適切な行為や上記規約に違反する行為が認められた場合は、即時出店許可を取り消しさせていただきます。

## 第9条 注意事項

万一のトラブル（食中毒など）の場合の責任は出店者本人となります。

もいちど夜市実行委員会はその責任の一切を負いません。品質管理、衛生管理等の徹底を宜しくお願い致します。